

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部学生会 選挙管理委員会細則

(目的)

第1条

選挙管理委員会は、学生会会則第22条1項に則り、会長選挙の管理、かつ当選者を確認することを任務とする。

(選挙管理委員)

第2条

- 1 選挙管理委員は10人以上とし、全学生及びクラブ・サークルの代表者とする。委員の互選により委員長1名、副委員長2名を定め、委員長は委員会を主宰する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長が代理する。
- 3 選挙管理委員の選出は学生会役員が委嘱する。任期は1年とする。
- 4 委員は被選挙権を持たない。

(選挙管理委員会の任務)

第3条

- 1 選挙日時及び投票所の告示、選挙日時の決定にあたっては、立候補受付期間3日以上、受付締切投票日よりまで2日以上おくものとする。
- 2 立候補者届出書式に関する告示及び立候補者届出の受理並びに立候補の告示。
- 3 投票用紙の指定推薦用紙の指示。
- 4 少なくとも1回の立会演説会の開催。
- 5 投票及び開票の管理

(選挙運動)

第4条

- 1 選挙運動は、当委員会に許可された事柄のみとする。
- 2 選挙運動は、授業その他の大学関係行事を妨げてはならない。ポスター等の掲示物に関しては、掲示等に関する内規を遵守する。
- 3 選挙運動違反者は当該年度の選挙権及び被選挙権を剥奪される。

(投票)

第5条

- 1 投票は無記名投票で、当委員会の作成した投票用紙と投票箱にて行う。
- 2 投票用紙と投票箱は、選挙期間中、当委員会の責任において管理する。
- 3 対立候補のない場合の投票は、信任投票とする。

(無効)

第6条

- 1 規程の投票用紙を使用していないもの。
- 2 欄外記入及び記入した氏名を判読できないもの。
- 3 無記入

(開票)

第7条

開票は投票期間の最終日に、委員の過半数出席のもとに行う。

(当選)

第8条

有効投票数の過半数以上の支持により当選とする。

(信任投票)

第9条

立候補者が1名の場合は信任投票を行うものとし、その当選については、有効投票数の過半数以上の信任を得ることとする。

附則

この細則は平成14年4月1日からこれを施行する。